

議案第19号

大阪市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部
を改正する条例案

大阪市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成28年大阪市
条例第86号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げ
る規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(認定こども園の認定の要件)</p> <p>第3条 第1条の要件は、次条から第14条ま でに定めるもののほか、法第3条第2項及 び第4項並びに就学前の子どもに関する教 育、保育等の総合的な提供の推進に関する 法律第3条第2項及び第4項の規定に基づ き内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労 働大臣が定める施設の設備及び運営に関す る基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚 生労働省告示第2号。以下「設備運営基準」 という。）（第二 二後段、第四 九後段、 <u>第五（五 8を除く。）</u>、第七、第八 三、 第八 五及び第八 八を除く。）及び就学前 <u>の子どもに関する教育、保育等の総合的な 提供の推進に関する法律第3条第2項及び 第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部 科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の 設備及び運営に関する基準の一部を改正す る件（令和4年内閣府・文部科学省・厚生 労働省告示第2号）附則第2項に定めると ころによる。</u></p> <p>(教育及び保育の計画)</p>	<p>(認定こども園の認定の要件)</p> <p>第3条 第1条の要件は、次条から第14条ま でに定めるもののほか、法第3条第2項及 び第4項並びに就学前の子どもに関する教 育、保育等の総合的な提供の推進に関する 法律第3条第2項及び第4項の規定に基づ き内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労 働大臣が定める施設の設備及び運営に関す る基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚 生労働省告示第2号。以下「設備運営基準」 という。）（第二 二後段、第四 九後段、 <u>第五、第七、第八 三、第八 五及び第八 六を除く。）</u>に定めるところによる。</p> <p>(教育及び保育の計画)</p>
<p>第7条 認定こども園は、法第6条に基づき</p>	<p>第7条 認定こども園は、法第6条に基づき</p>

幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)を踏まえ、幼稚園教育要領(平成29年文部科学省告示第62号)及び保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)に基づくとともに、子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮し、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を有する教育及び保育に関する全体的な計画を作成しなければならない。

附 則

[1 略]

(経過措置)

- 2 第6条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定の施行の際、現に存する認定こども園のうち、同項(同号に係る部分に限る。)に定める認定の要件(以下「第2号要件」という。)に適合しないものであって、もく沐浴用設備に代わるものとして市長が適当と認める器具又は設備を備えるものに係る平成30年4月1日以後の同号の規定の適用については、当該器具又は設備が存する間(当該認定こども園における設備の設置状況その他の状況を勘案して第2号要件に適合させることについて困難な事由があると市長が認める認定こども園にあつては、当該事由が継続していると市長が認める間)に限り、同号中「同じ。)」とあるのは「同じ。))又はこれに代わるものとして市長が適当と認める器具若しくは設備」とする。
- 3 第6条第1項(第3号に係る部分に限

幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)に基づくとともに、子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮し、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を有する教育及び保育に関する全体的な計画を作成しなければならない。

附 則

[1 同左]

(経過措置)

- 2 第6条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定の施行の際、現に存する認定こども園のうち、同項(同号に係る部分に限る。)に定める認定の要件(以下「第2号要件」という。)に適合しないものであって、もく沐浴用設備に代わるものとして市長が適当と認める器具又は設備を備えるものに係る平成30年4月1日以後の同号の規定の適用については、当該器具又は設備が存する間(当該認定こども園における設備の設置状況その他の状況を勘案して第2号基準に適合させることについて困難な事由があると市長が認める認定こども園にあつては、当該事由が継続していると市長が認める間)に限り、同号中「同じ。)」とあるのは「同じ。))又はこれに代わるものとして市長が適当と認める器具若しくは設備」とする。
- 3 第6条第1項(第3号に係る部分に限

<p>る。)の規定の施行の際、現に存する認定こども園のうち、同項（同号に係る部分に限る。）に定める認定の要件（以下「第3号要件」という。）に適合しないものであって、同号に定めるシャワー設備に代わるものとして市長が適当と認める器具又は設備を備えるものに係る平成30年4月1日以後の同号の規定の適用については、当該器具又は設備が存する間（当該認定こども園における設備の設置状況その他の状況を勘案して第3号要件に適合させることについて困難な事由があると市長が認める認定こども園にあつては、当該事由が継続していると市長が認める間）に限り、同号中「いう。）とあるのは「いう。）又はこれに代わるものとして市長が適当と認める器具若しくは設備」とする。</p>	<p>る。)の規定の施行の際、現に存する認定こども園のうち、同項（同号に係る部分に限る。）に定める認定の要件（以下「第3号要件」という。）に適合しないものであって、同号に定めるシャワー設備に代わるものとして市長が適当と認める器具又は設備を備えるものに係る平成30年4月1日以後の同号の規定の適用については、当該器具又は設備が存する間（当該認定こども園における設備の設置状況その他の状況を勘案して第3号基準に適合させることについて困難な事由があると市長が認める認定こども園にあつては、当該事由が継続していると市長が認める間）に限り、同号中「いう。）とあるのは「いう。）又はこれに代わるものとして市長が適当と認める器具若しくは設備」とする。</p>
<p>[4 略]</p>	<p>[4 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第7条並びに附則第2項及び第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和5年2月9日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を改めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。